

○釧路司法書士会市民窓口の運営に関する規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、司法書士会市民窓口設置規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、司法書士会市民窓口（以下「市民窓口」という。）に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「会員苦情等」 市民窓口に出訴があつた本会会員に対する苦情又は要望をいう。
- (2) 「苦情申出人」 会員に対する意見、苦情又は要望を申出た者をいう。
- (3) 「苦情対象会員」 会員苦情等の対象となつた会員をいう。
- (4) 「苦情対応委員」 市民窓口運営委員会（以下「委員」という。）であつて、会員苦情等に対応した委員をいう。

第2章 市民窓口運営委員会

(組 織)

第3条 市民窓口運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、副会長及び総務部長をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1人、副会長1人を置く。
- 3 委員長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき又は職務を行うことが出来ないときは、その職務を代理する。

第3章 市民窓口の運営

(運 営)

第4条 必要な運営事項は、委員会で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年6月20日から施行する。